主 文 本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人大橋茂行の上告理由は別紙記載のとおりである。

上告理由第一点について。

論旨は、本件土地の前所有者Aは昭和三三年四月二四日上告人に対し、本件土地の所有権に基づき建物収去土地明渡の訴を提起し、同三六年五月一二日勝訴の判決を受け上告人からの控訴中同三七年五月一二日右訴を取下げたものであるから、民訴法二三七条二項の規定により、当事者およびその承継人は同一の訴を提起することができないところ、本件訴は、右Aから右土地の贈与を受け、その所有権を承継した被上告人がその所有権に基づいて上告人に対して、前訴と同一内容の建物収去土地明渡を求めるものであるから、前記民訴法二三七条二項に違反し許されないというのである。

これを本件についてみるに、原審が確定した事実によれば、前記Aは本件土地に関し贈与契約に基づいて被上告人のため所有権移転登記が経由された結果もはや訴訟を継続していく必要がなくなつたと考え、被上告人にも、それまでその親権者であり訴訟遂行上の相談相手であつたBにも相談せず、独断で右訴を取下げたことが認められるというのであるから、被上告人はAの特定承継人であつても、右Aの前訴の取下についてはこれと共謀するとか、知りながらこれを認容していたとかの事実があつたとはいえないのである。されば被上告人の本件訴えは民訴法二三七条二項所定の再訴禁止の規定に牴触するものとはいえない。

それゆえ原判決に所論の違法はなく、論旨は理由がない。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長裁判官 小川善吉 裁判官 岡松行雄 裁判官 中平健吉)